スキャナー機能特記仕様書

1 機能

- (1) 複写機のスキャナー機能により電子化したデータは、複写機内のハードディスク装置等に 格納でき、庁内ネットワークを経由して各職員が利用するクライアントパソコンに取り込め ること。
- (2) スキャナー機能用サーバを必要とすることなく、複写機本体のみでスキャナー機能を利用できること。
- (3) クライアントパソコンへのデータの取り込みは、ブラウザから複写機にアクセスする方式とする。
 - ア 専用のソフトウェアをインストールする必要がないこと。
 - イ Flash、ActiveX、JREを使用しないこと。
 - ウ SMTP及びPOPによるメール送信は利用しないこと。
- (4) クライアントパソコンへのデータ取り込み時のファイル形式は、PDF、JPEG、TIFF等から選択できること。
- (5) スキャナー機能により電子化したデータは、複写機内のハードディスク装置等において所属単位に割り当てられた場所(以下「ボックス」という。)に格納できること。
 - ア ボックスの設定を行うこと。(設定内容の詳細については、別途指示する。)
 - イ 各ボックス又は各ボックス内のファイルは、パスワードによるセキュリティ機能を有すること。
- (6) ボックスに格納されたデータは、日時指定等により自動削除できること。(設定内容の詳細は、別途指示する。)
- (7) カラースキャナー機能を備えていること。
- (8) スキャナー機能の読み取り原稿サイズは最大A3まで対応できること。
- (9) スキャナー機能の読み取り解像度は 600dpi×600dpi 以上であること。

2 保守等

- (1) スキャナー機能の利用説明書の電子又は紙で納品すること。
- (2) スキャナー機能において、契約期間中に組織変更があった場合、ボックスの再設定を行うこと。

3 参考

クライアントパソコンのOS等

(1) OS

Windows 10 Pro (32bit, 64bit), Windows 11 Pro Windows -n 2012, Windows -n 2012, Windows -n 2016, Windows -n 2019 Windows -n 2022

(2) ブラウザ

Microsoft Edge

(3) 庁内ネットワークの接続

有線LANポート(1000BASE-T、100BASE-TX、10BASE-T) プロトコル TCP/IP(IPv4)